（委託による統計の作成等に係る手続等）

第二十五条　法第三十四条第一項の規定により行政機関の長又は指定独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

［一～九　略］

十　前各号に掲げるもののほか、第二十七条第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからハまでに掲げる申出の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

［イ・ロ　略］

ハ　第二十七条第一項第三号に該当する申出　次に掲げる事項

(1)　統計成果物が第二十七条第一項第三号の特定公共分野に係るものであり、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資する旨及びその内容

［削る］

［削る］

［削る］

［2・3　略］

（調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等）

第二十七条　法第三十四条第一項の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第三十七条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

［イ～ハ　略］

2　前項の統計の作成等の委託をする者は、次のいずれにも該当しない者とする。

［一～四　略］

五　前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により委託に応じ統計の作成等を行うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

（匿名データの提供に係る手続等）

第三十三条　法第三十六条第一項の規定により行政機関の長又は指定独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者（以下「第三十六条提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「第三十六条提供申出書」という。）に、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出することにより、匿名データの提供の依頼の申出をするものとする。

［一～九　略］

十　前各号に掲げるもののほか、第三十五条第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからニまでに掲げる申出の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

［イ～ハ　略］

（委託による統計の作成等に係る手続等）

第二十五条　［同上］

［一～九　同上］

十　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　統計成果物が第二十七条第一項第三号の重点分野に係るものであり、次に掲げる課題の解決に資する旨及びその内容

(i)　経済再生・財政健全化

(ii)　地域の活性化

(iii)　国民生活の安全・安心の確保

(iv)　(i)から(iii)までに掲げるもののほか、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上

(2)～(5)　同上］

［2・3　同上］

（調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等）

第二十七条　［同上］

［一・二　同上］

三　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二十三条第三項の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

［イ～ハ　同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により委託に応じ統計の作成等を行うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

（匿名データの提供に係る手続等）

第三十三条　［同上］

［一～九　同上］

十　［同上］

［イ～ハ　同上］